

令和 7 年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計 (児童相談・女性相談) について

1 家庭児童相談室とは

家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、厚生事務次官通知(発児第 92 号昭和 39 年 4 月 22 日「家庭児童相談室の設置運営について」)に基づき、各福祉事業所に家庭児童相談室が設置されている。

家庭児童相談室は、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条の子ども虐待に係る通告の受理機関であると共に、児童福祉法第 25 条の要保護児童通告の受理機関である。また、女性相談支援事業における女性相談にも応じている。

2 相談種類別対応件数

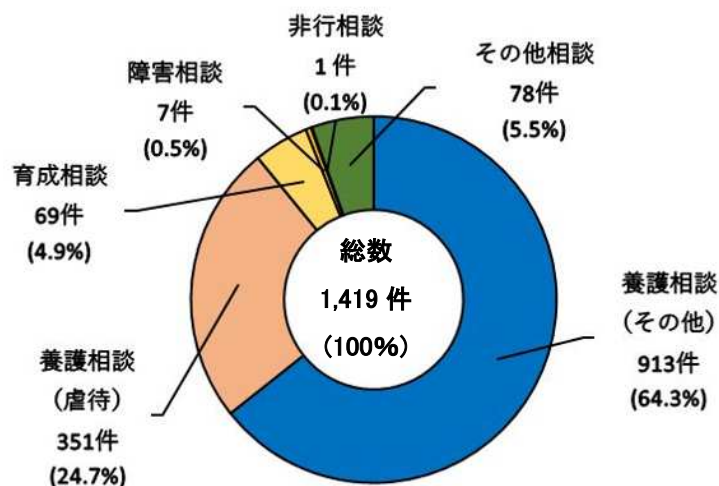
令和 7 年度の相談対応件数は 1,419 件で、前年度の 1,256 件と比べ、163 件の増でした。また、種類別にみると、養護相談のその他が 913 件(64.3%)と最も多く、次いで養護相談の虐待が 351 件(24.7%)、その他の相談が 78 件(5.5%)でした。

【表 1】

(単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R7 年度	351	913	0	7	1	69	78	1,419
R6 年度	303	838	0	7	0	47	61	1,256
増 減	48	75	0	0	1	22	17	163

【図 1】 令和7年度相談種類別対応件数



令和7年度養護相談（その他）の内訳

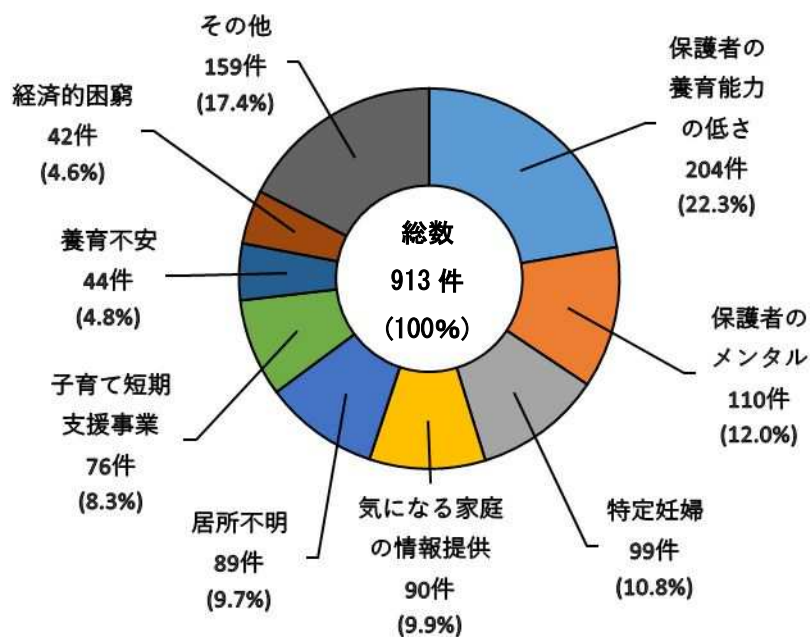
養護相談のその他の内訳では、保護者の養育能力の低さが204件（22.3%）と最も多く、保護者のメンタルが110件（12.0%）、特定妊婦が99件（10.8%）でした。

【表2】

（単位：件）

	養護相談（その他）の内訳									計
	養育能力の低さ	保護者のメンタル	特定妊婦	気になる家庭の情報提供	居所不明	子育て短期支援事業	養育不安	経済的困窮	その他	
R7年度	204	110	99	90	89	76	44	42	159	913

【図2】 令和7年度養護相談（その他）の内訳

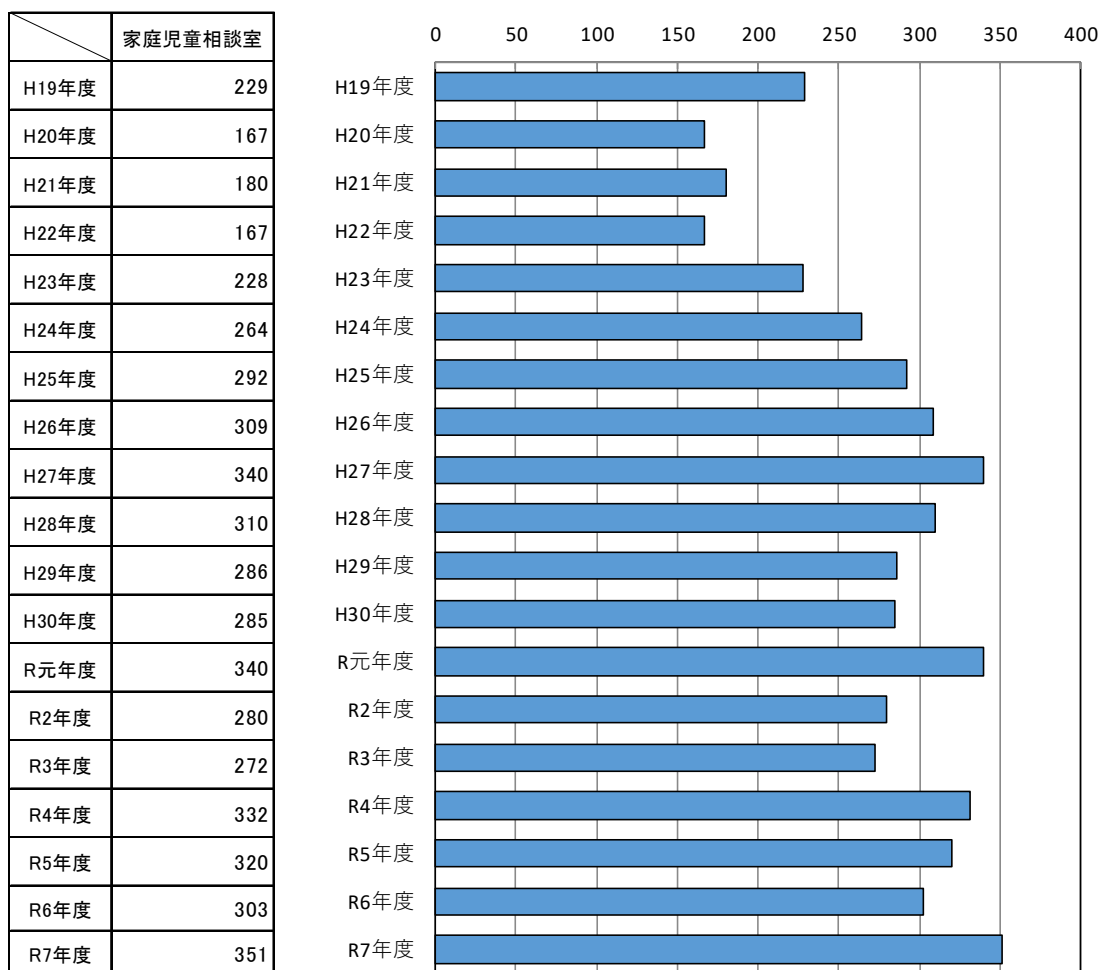


3 虐待対応の状況

(1) 虐待対応件数の推移

令和7年度の虐待対応件数は351件で、前年度に比べ48件の増でした。

【表3】 (単位:件) 【図3】 家庭児童相談室における虐待対応件数の推移(浜松市)



(2) 虐待対応の経路

虐待対応の相談経路では、学校等が84件と最も多く、次いで都道府県が66件、こども家庭センターが44件の順でした。

【表4】 (単位:件)

	児童相談所	(児童相談所を除く) 都道府県	こども家庭センター	保育所・認定こども園	医療機関	学校等	指定発達支援医療機関 児童福祉施設・	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R7年度	5	66	44	31	25	84	8	37	14	37	351
R6年度	1	60	31	32	12	88	19	20	23	17	303
増 減	4	6	13	△1	13	△4	△11	17	△9	20	48

(3) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、身体的虐待が 166 件(47.3%)と多く、次いで心理的虐待が 107 件(30.5%)、ネグレクトが 76 件(21.6%)でした。

【表 5】

(単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R7年度	166 (47.3%)	107 (30.5%)	76 (21.6%)	2 (0.6%)	351 (100.0%)
R6年度	132 (43.6%)	109 (36.0%)	60 (19.8%)	2 (0.6%)	303 (100.0%)
増 減	34	△2	16	0	48

(4) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、3 歳から学齢前が 121 件 (34.5%)、小学生が 111 件 (31.6%)、3 歳未満が 80 件(22.8%)、中学生が 29 件(8.3%)の順でした。

【表 6】

(単位:件)

	0 歳 ～ 3 歳未満	3 歳 ～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 他	計
R7年度	80 (22.8%)	121 (34.5%)	111 (31.6%)	29 (8.3%)	10 (2.8%)	351 (100.0%)
R6年度	59 (19.5%)	117 (38.6%)	104 (34.3%)	22 (7.3%)	1 (0.3%)	303 (100.0%)
増 減	21	4	7	7	9	48

(5) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 184 件(52.4%)、次いで実父の 145 件(41.3%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R7年度	184 (52.4%)	145 (41.3%)	3 (0.9%)	12 (3.4%)	7 (2.0%)	351 (100.0%)
R6年度	149 (49.2%)	132 (43.6%)	0 (0%)	15 (4.9%)	7 (2.3%)	303 (100.0%)
増 減	35	13	3	△3	0	48

(6) 対応種類別件数

最も多いのは継続指導の 226 件で全体の 64.4%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 99 件(28.2%)でした。

【表 8】

(単位:件)

	短期で 終わる 指導	家庭児童 相談室の 継続指導	他機関 あっせん等	児童相談所 送致	計
R7年度	99 (28.2%)	226 (64.4%)	2 (0.6%)	24 (6.8%)	351 (100.0%)
R6年度	68 (22.4%)	194 (64.0%)	5 (1.7%)	36 (11.9%)	303 (100.0%)
増 減	31	32	△3	△12	48

4 女性相談の状況

(1) 女性相談件数の推移

令和 7 年度の女性相談件数は 926 件で、そのうちDV*相談は 489 件でした。

*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)に基づく

配偶者(離婚後及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者含む)からの暴力

【表 9】

(単位:件)

【図 4】 家庭児童相談室における女性相談件数の推移(浜松市)

	女性相談件数	
		(内訳)DV
H22	1,030	348
H23	1,101	439
H24	1,136	426
H25	1,319	438
H26	1,181	447
H27	1,199	433
H28	1,129	426
H29	972	371
H30	1,026	397
R元	986	358
R2	993	383
R3	900	346
R4	862	334
R5	826	320
R6	853	425
R7	926	489

